

◇ 活動名

地方議員研究会による「元財政課職員が教える 議員に必須！財政集中講座」
受講

◇ 参加目的

自治体財政の基礎と財政比較の手法について、大阪府交野市の元市議会議員・元財政課職員である黒瀬雄大氏による講義を受講。自治体財政のわかりにくさを解消するために必要なこと、議員が知っておくべきことと知らなくていいことの違い、用語ではなく、仕組みを理解することの重要性や、大半の議員も職員も知らない基礎知識等について効率的に知るため、専門家による集中講義受講を目的とした。

◇ 研修内容

- (1) 日時 令和8年1月26日～令和8年1月27日
- (2) 会場 リファレンス西新宿大京ビル（東京都新宿区）
- (3) 出席者 3名 土屋眞一、中山英子、宇留賀響
- (4) 内容 「元財政課職員が教える 議員に必須！財政集中講座」
 - ア 「自治体財政の基礎」
 - イ 「財政の比較の手法」

◇ 成果・所感

講座名：「自治体財政の基礎」「財政の比較の手法」

講師：黒瀬雄大氏（大阪府交野市 元財政課職員、元市議会議員、IT コンサルタント・データサイエンティスト）

地方公務員として、税務、財務、子ども園等を経験、職員時代に大学院等で地方財政の研究をし、自治体間比較や効率性について学んだ後、職場を変えるために20年はかかるという現実直面したことで、市議会議員となり、自治体の効率化や民間活用、働き方改革、自治体DX等で1期取り組み、落選後、ITコンサル会社に就職し、民間の立場から地方自治体や民間企業のDXに取り組み、現在、講演やコンサルタント等を行っている黒瀬雄大氏の講義。さまざまな現場を経験する中で、自治体財務を読むことの難しさの理由から、読み解きのポイント、議員が知っておくべきことや職員との役割の差など、2日間の講義を受け、大変、実のある内容だった。

市民の代表として、職員と対峙するための必要な財政知識を身に着けるための基礎知識の詳細と、財政比較資料の見方と、これらの資料から一般質問等質問づくりに関するポイントなどを講義。

財政がわかりにくい理由は、予算書と決算書の構成が性質別になっており、事業別になっていないことからわかりにくいこと、会計用語が独特であり、企業会計には出てこない用語であること、考え方が企業会計と異なり、現金主義、単式簿記で独特であるうえ、職員が普通の企業会計を知らず、民間から議員になった人は自治体会計を知らないという状況のため、両方理解している人は自治体内部でも非常に少ないという実態や、「黒字」と「赤字」には何種類もあり、わかりにくいことが判明。

また、議員活動のなかで教えてもらえない、財政の仕組みを理解するための1年間の流れ、予算編成基本方針、決算審査意見書、予算編成の留意事項等、知っておかないとチェックできない基礎知識など大変勉強になった。

また、実は、自治体財政の中で、長期的な財政見通しが公開されていないということ、受領できる補助金が初期コストに偏重していること、将来人口の独自推計が甘いこと、予算編成過程が不透明であることなど、どの自治体でもこのあたりは課題になっているという現実を説明いただくことで、あらためて難しく、

公民連携を進めていくうえでのネックになっていることを強く感じた。

自治体職員と民間企業との価値観の相違がここからくることを実感。

市の説明の「黒字です」ということは、今年の収支の実態がわからず、

単年度収支を見ないとわからないことなど、落とし穴になるポイントを解説された。

また、自治体議員と職員の視点の違いとして、行政は、社会課題解決に対し、

ルールを作ろうとしがちだが、実はさまざまな解決策があるため、議員は全体から物事を見る必要の重要性を解説。

I T革命後には、法や政治よりも技術に移行している現実を指摘。

また、将来人口の独自推計の甘さと、予算編成過程は本来公開されるべきものだが、現実的にはあまり公開されていないということについては、どの自治体においても大きなリスクであるため、財政見通し、長期（中期）財政計画がわからないと、現時点で予算が適切かどうかの判断ができないといったしごく当然の話を述べられ、納得した。

自治体に関しては、国の方針によるものも大きく、未来の財政がどうなるのかなど図りにくい面があるが、人口動態も見込んで、あらためて全体像をつかんだ市政運営をしているかどうかのチェックをしていかななくてはならないが、こちらの知識と、対策や考えもしっかりしていくためには相当の勉強があらためて必要であることを実感し、重責を担っていることを痛感した。実践も含めて、もう一回受けてもいい内容であり、大変実のある時間だった。

（文責・中山英子）

政務活動費

(1) 使途項目 研究研修費

(2) 支出額 (受講料 30,000 円、) × 3 人 + 手数料 6 6 0 円

※その他旅費等については、(調査旅費) スポーツ庁行政視察にて計上

—以上—